

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	18-3
許認可等の種類	製菓衛生師名簿の訂正、免許証の書換え交付			
根拠法令条例等・条項	製菓衛生師法施行令第2条、第3条、第5条			
許認可等の概要	製菓衛生師名簿の訂正、製菓衛生師免許証の書換え交付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・製菓衛生師法施行令 第二条 製菓衛生師名簿(以下「名簿」という。)に登録する事項は、次のとおりとする。 一 登録番号及び登録年月日 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別 三 免許の取消しに関する事項 四 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>第三条 製菓衛生師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。 2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第五条 製菓衛生師は、製菓衛生師免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。 2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			